

(添付資料①)

C A P システムの導入状況について

三菱原子燃料株式会社

CAP システムの導入状況について

1. はじめに

本資料は、品質マネジメントシステムの継続的な改善に資することを目的に、当社においても実用発電原子炉と同様 CAP システムを導入しているが、その CAP システムの概要を示した資料である。

2. プロセス概要

新検査制度においては、品質管理基準規則及びその解釈の要求事項を満足するために、従来の不適合管理／改善プロセスを当該規則及び解釈に照らし、以下のとおり見直しを行なった。

CAP の概念を取り込んだ不適合管理／改善プロセスを図 1 に示す。

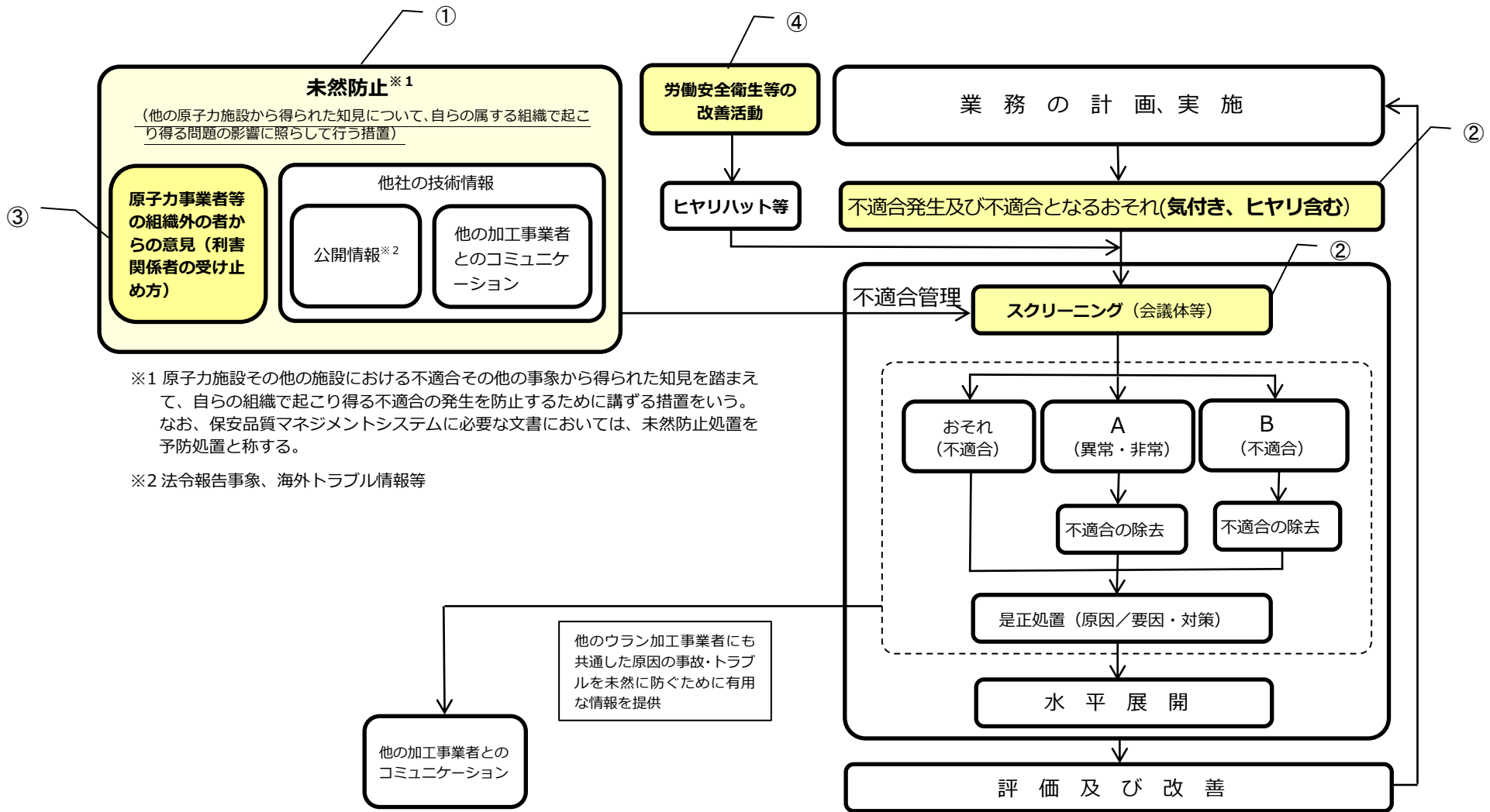
- ① 「他の原子力施設から得られた知見について、自らの属する組織で起こり得る問題の影響に照らして行う措置」に相当する活動（未然防止措置）を明確化する。
- ② 従来は「不適合」の再発防止を是正処置、「生じるおそれのある不適合」の防止を予防処置としていたが、「不適合」と「不適合のおそれとなる事象」の他、幅広い気付き事項（業務に従事する者からの「気付き、ヒヤリ」等）を収集し、改善の必要性についてスクリーニングを行った上で、是正処置として対応する。
- ③ 従来は、「原子力事業者等の組織外の者の意見」を把握した情報は、マネジメントレビューのインプット情報として取り扱ってきたが、それらの情報を会議体（是正処置要否及び未然防止処置要否の審議）にてスクリーニング対象とし、不適合管理／改善プロセスの仕組みにも取り込む。
- ④ “作業環境”の観点から、労働安全衛生等での予防・改善活動（ヒヤリハット、リスクアセスメント等）からの情報を取り込む。

また、これら見直しの結果を保安文書下部規定である「保安情報共有会議規則」に定め運用を行っている。（（別添）「保安情報共有会議規則」抜粋 参照）

なお、製品品質（燃料体等の供給品）、セキュリティに関しての CAP システムに関しては、それぞれ別の QMS にて展開している。

* 丸番号は、図 1 の吹き出し番号と一致する。

以上



*吹き出し番号は、1頁の丸数字と一致する。

図1 変更後の不適合管理/改善プロセスの概要

保安情報共有会議規則 (STD-SC0119)

1. 目的

本要領は、SQAS-04「保安不適合管理標準」に定める不適合事象及び不適合の可能性のある事象、原子力規制庁から発信される法令報告事象、加工事業者・濃縮事業者からの不適合事象等に関する情報、加工施設に係る各種パトロールの気付き事項及びヒヤリハット・キガカリ情報、防災組織の訓練の反省事項、原子力事業者等の組織外の者からの意見等を社内で共有するとともに安全確保につながる些細な気付きを拾い上げ、低いしきい値で広範囲の情報を収集し、安全への影響度に応じた予防処置を行うことにより、重要な問題の未然防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

(10) 各種パトロールの気付き事項のうち原子力安全に係るもの（保安パトロール、安全衛生パトロール、安全管理者パトロール、衛生管理者パトロール及び産業医パトロール）

(11) ヒヤリハット及びキガカリ情報のうち原子力安全に係るもの

(12) 防災組織の訓練の反省事項（火災防護活動訓練（初期消火活動訓練を含む）、自然災害等発生時の保全活動訓練、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動訓練、UF6 漏えい対応訓練及び防災総合訓練）

(13) 原子力規制庁、自治体等からコメント、意見のうち原子力安全に係るもの（茨城県原子力安全協定による立入調査時のコメント、意見を含む。）

7. 保安情報共有会議の実施

(1) 会議では、当社で発生した不適合事象について、不適合処置、是正処置、予防処置の対応状況を確認するとともに、原子力規制庁から発信される法令報告事象、加工事業者・濃縮事業者からの不適合事象等に関する情報、加工施設に係る各種パトロールの気付き事項及び従業者からのヒヤリハット・キガカリ情報、防災組織の訓練の反省事項、原子力事業者等の組織外の者からの意見等の情報共有を行う。なお、安全管理課長の出席がない場合で核物質防護措置に係る情報が確認された場合は、安全管理課長へ連絡する。

8. 記録

(2) 保安組織すべての者は、SQAS-04「保安不適合管理標準」に定める不適合事象、不適合の可能性のある事象及びヒヤリハット・キガカリ情報（原子力安全に係る

もの) について、様式1「保安情報リスト(不適合の可能性のある事象を含む)」に発生都度の記録する。ただし、添付1の「消耗部品(事例)」に示す消耗部品を自然劣化により交換した場合は、「保安情報リスト」に記録する必要はない。なお、添付1の「消耗部品(事例)」は、事前に保安情報共有会議にて確認を受けたものとし、保安情報共有会議での確認日を記載する(改訂する場合も同様)。原子力規制庁から発信される法令報告事象、加工事業者・濃縮事業者からの不適合事象等に関する情報、加工施設に係る各種パトロールの気付き事項、防災組織の訓練の反省事項、原子力事業者等の組織外の者からの意見等については、項目及び予防処置の要否判断の結果について、保安情報共有会議の議事録に記載すること。

改訂来歴

改訂回数	改訂内容及び理由	制定/改訂日
第9回	<CAPシステムの導入に伴う改訂> ・CAPシステムの導入に伴い保安情報共有会議で扱う情報について各種パトロールの気付き事項、ヒヤリハット・キガカリ情報、防災組織の訓練の反省事項、原子力事業者等の組織外の者からの意見等を追加。 ・ヒヤリハット・キガカリ情報を入力できるように「保安情報リスト」を修正した。	2019. 10. 1